

## 伝統文化による国際文化交流振興事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 伝統文化による国際文化交流振興事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、本市において日本の伝統文化および国際文化交流の振興を図り、もって文化芸術を活かしたまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 市内の大学等に通学する留学生や外国人(外国籍を有する者をいう。)に日本の伝統的な舞台芸術の知識・技能を無償で教授し、その成果を本市内で年1回以上公演することにより、文化芸術の振興を促進し、日本の伝統文化の発展及び市民文化の振興並びに国際文化の交流に寄与すると認められる事業

(2) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業には補助金を交付しない。

(1) 専ら営利を目的とするもの

(2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又は反対するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 印刷及び広報宣伝に係る経費 印刷消耗品費、通信費及び委託料

(2) 会場設営に係る経費 会場借上げ料、設備使用料及び委託料

(3) 事業運営に係る経費 人件費、諸謝金、印刷消耗品費、委託料、借損料、旅費、通信費及び諸経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額については、事業費のうち補助対象経費に10分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となるもの(以下、「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の補助対象者は、公募による募集する。

- (1) 営利を目的としないこと
- (2) 補助対象者の役員が、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (3) 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと
- (4) 本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有すること

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 定款または規約
- (4) 役員名簿
- (5) 本市の市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る)。ただし、市税の納付義務者の場合に限る
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(補助事業等の変更)

第10条 補助金の交付決定をうけた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認又は規則第17条第1

項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、市長に対しあらかじめ補助金交付額等変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第6条又は前条第1項の決定を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により第6条又は前条第1項の決定を変更したときは、補助金交付額等変更通知書（様式第5号）により、その変更の内容を交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、交付決定日の属する年度内に事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、補助事業の完了または廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知しなければならない。

（暴力団の排除）

第13条 市長は、交付決定者の役員が暴力団員であるとき又は交付決定者若しくはその役員が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である時は、第9条第1項の規定にかかわらず、同項の補助金の交付をしないものとする。

- 2 市長は、交付決定者が前項に該当した時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 規則第19条の規定は、前項の取消に係る補助金について準用する。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、交付決定者に対し、その役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- (期間)
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。